

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める
少額随意契約の限度額の見直しを求める意見書

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約については、地方自治体における契約事務の効率的な行政運営を図るために定められたものであるが、昭和57年の法改正を最後に40年以上改正がなされていない。その間、原油価格の高騰や原材料費及び人件費の上昇など、経済情勢が大きく変化している。

しかし、見直しが行われていないため発注者・受注者双方とも、その範囲内での契約を締結せざるを得ない状況を強いられており、競争入札による契約案件の増加によって事務量が増大している。

このような状況下、契約の透明性を担保しつつ、物価・労務単価水準に見合った新たな随意契約の限度額を設定することで、発注者・受注者双方とも入札に係る事務や経費等の負担軽減が図られるとともに、適正な金額設定により迅速な工事・委託の請負が可能となり、結果的に物価高騰に窮する事業環境の改善や地域経済の活性化にも寄与するものと考ええる。

以上のような状況を鑑みて、国会及び政府に対し、現状の物価・労務単価水準に見合った随意契約額となるよう、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約の限度額の見直しを求めるとともに、地方分権を推進する観点から「限度額」を「参酌すべき基準」とするなど、各地方自治体が地域の実情に応じて自主的に定めることを可能とする制度設計を併せて検討することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

新潟県村上市議会

提出先

内閣総理大臣 石破 茂 殿

総務大臣 村上 誠一郎 殿

財務大臣 加藤 勝信 殿

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿